

産業構造審議会 地域経済産業分科会 報告書 概要

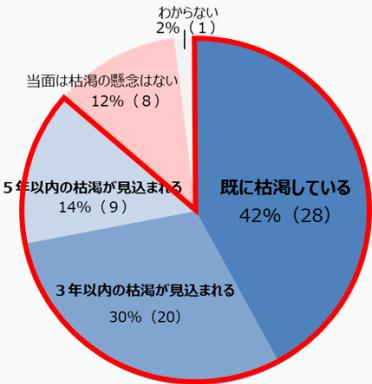
－産業用地の確保促進等を通じた国内投資・立地拡大に向けて－

背景

- 重要な産業インフラとなる産業用地については、分譲可能な産業用地面積がこの10年で半減するなど、減少傾向。2040年度官民投資200兆円の実現に向けて、更なる確保が必要。
- 既存産業用地の最大限の活用とともに、新規産業用地の造成など、多様な確保手段が必要。関係法令の改正を含めた検討を進め、必要な措置を講ずることが必要。
- あわせて、産業集積を支える、インフラ整備、人材の育成・確保といった諸課題にも一体的に対応する必要。

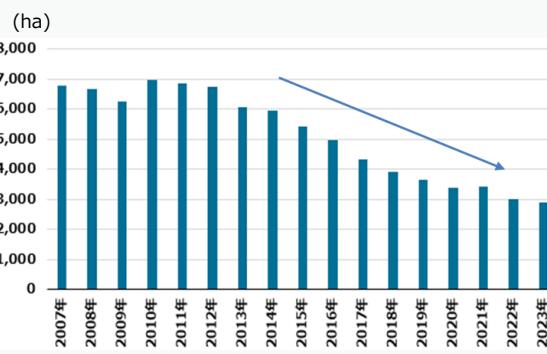
今後の検討の方向性

新規の開発が行われない場合の産業団地供給の見通し



(出所) 経済産業省が2023年8~9月に実施した都道府県・政令市向けアンケート調査より作成。

産業団地を確保できていないと回答した42府県の分譲可能な産業団地面積



(出所) 一般財団法人日本立地センター「産業用地ガイド」より、左図のアンケート調査において立地ニーズに応えられる産業団地を「どちらかと言ふと確保できていない」「確保できていない」と回答した42府県の情報を抜粋し、経済産業省が作成。

1 既存工場の拡張

- 緑地面積率の準則を、地域の実情に応じられる水準に見直し。
- 法により承認された事業を実施する工場について、緑地面積率規制を特例的に更に緩和することを可能とする。

※市区町村の条例制定、周辺の生活環境の保持に配慮した取組を行うことが前提。

2 空き産業用地の活用

- 財政力指数の低い市町村が固定資産税の減免を行った際の一部減収補填措置の拡充。
- 地方公共団体が認めるデータセンターに対し、給水義務のある形で工業用水の供給を行うことを可能とする。

3 工場遊休地の活用

- 設備投資補助金において、工場跡地を活用する場合の土壤汚染対策費も対象経費となり得ることを明確化。
- 工場適地調査において、工場遊休地の情報把握を強化。

※土壤汚染対策手続の合理化に向けた検討状況を踏まえ対応を検討。

4 新規の用地造成

- 地方公共団体等による産業用地整備に対し、ノウハウ補完のための伴走支援業務や融資業務の実施。
- 周辺のインフラの整備資金に対して重点的な資金交付を行う事業との連携。
- 民間事業者と連携した産業用地整備に対し、土地譲渡所得に係る税制措置を講ずる。
- 長期相続登記等未了土地解消事業の対象の更なる明確化。
- 土地利用調整に関して、関係省庁と連携し、地方公共団体のまちづくりの方針と調和のとれた形での対応を検討。

+ 産業集積の形成に向けたインフラの整備等

- 投資と一体でのインフラ整備、人材の育成・確保。
- 地域の生活を支えるエッセンシャルサービス供給政策。